

施策評価シート

幹事部局

健康福祉部

施策の名称	V-2-(5) 生活援護の確保
施策の目的	貧困など様々な困難を抱えた人などが自立し安定した生活を送れる社会の実現を目指します。
施策の現状 に対する評価	<p>(経済的に困窮した人の自立支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護受給世帯数は平成27年度から徐々に減少しており、そのうち高齢者世帯が占める割合が年々増加している(令和元年度54%)。また、就労が可能と思われる被保護者に対して、就労に向けた支援と就職後の定着支援が課題となっている。 <p>(子どもの貧困対策の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの学習支援は17市町村(対前年1町増)で取り組まれており、支援体制が整いつつあるが、令和元年度に実施した「子どもの生活に関する実態調査」の結果では、学習支援や子どもの居場所に対する高いニーズが表れている。また、保護者に対する相談支援体制の整備や、さらなる制度周知が課題となっている。 <p>(ひきこもり支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ひきこもり相談や関係者研修、家族会の支援等に取り組んだ結果、相談者数は増えている。 <p>(前年度の評価後に見直した点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の子どもの貧困の現状把握が十分でなく、施策につなげにくい面があったため、実態調査を実施し、課題等を明らかにした。
今後の取組 の方向性	<p>(経済的に困窮した人の自立支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護世帯のうち、就労による自立後も継続して支援を必要とする方については、市町村に対し、ハローワークや生活困窮者自立支援相談機関との連携を働きかける。 ・ 地域資源(就労の受け皿)の少ない市町村に対しては、その開拓とともに、部局間連携により、効果的な施策実施を行うよう働きかける。 <p>(子どもの貧困対策の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「島根県子どものセーフティネット推進計画」を改定し、「子どもの健全な成長に対する支援」「保護者に対する支援」「子どもの居場所に対する支援」「子どもの学びに対する支援」の4点を柱に、市町村(教育委員会を含む)と連携した貧困対策の拡充を図っていく。 <p>(ひきこもり支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 来所相談や継続相談ができる体制(市町村等関係機関の連携)を構築する。

事務事業の一覧

施策の名称		V-2-(5) 生活保護の確保				
	事務事業の名称	目的		前年度の 事業費 (千円)	今年度の 事業費 (千円)	所管課名
		誰(何)を対象として	どういう状態を目指すのか			
1	生活保護費の給付事業	要保護者及び被保護者	生活の安定と経済的な自立	3,545	4,677	地域福祉課
2	自立支援事業	低所得世帯等	世帯の安定、生活意欲の醸成及び経済的自立が図られるようにする。	189,015	31,227	地域福祉課
3	行旅病人等への支援事業	行旅病人等	必要な救護等が受けられるようにする	927	330	地域福祉課
4	生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進費	経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者	生活困窮者の自立の促進を図る。	10,888	5,339	地域福祉課
5	再犯防止推進事業	地域生活定着支援事業の支援実績	各種調整の実施による支援対象者の地域への定着	21,522	20,329	地域福祉課
6	旧軍人及び未帰還者等援護事業	恩給等申請者、戦没者遺族、戦傷病者、中国残留邦人等帰国者及び引揚者	福祉の増進、中国残留邦人等については併せて自立の促進	18,470	30,267	高齢者福祉課
7	心と体の相談センター運営費	障がい者及び市町村等関係機関	障がい者の自立と社会経済活動への参加促進や市町村等関係機関が行う支援の充実を図る。	25,443	32,402	障がい福祉課
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

地域福祉課

事務事業の名称		生活保護費の給付事業			
目的	誰(何)を対象として	要保護者及び被保護者	事業費 (千円)	昨年度の実績額	今年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	生活の安定と経済的な自立		3,545	4,677
			うち一般財源 (千円)	2,540	3,194
今年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行うとともに、その自立を支援する。 市町村福祉事務所における生活保護の適正実施と実施水準の向上が図られるよう、生活保護法施行事務監査や職員研修を実施する。 「島根県生活保護受給者等就労自立支援協議会」の開催により、労働部門と福祉部門間で情報交換を行うとともに、就労支援に関する課題を共有する。 				
昨年度に行った評価を踏まえて見直したこと	<ul style="list-style-type: none"> 市町村福祉事務所において積極的に就労支援が図られるよう、生活保護法施行事務監査や研修等において情報提供や指導助言を行う。 				
1	上位の施策	V-2-(5) 生活援護の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	母子世帯及びその他世帯のうち就労により自立した世帯の割合【当該年度4月～3月】	目標値		12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	%	単年度値
		実績値		12.2						
		達成率		-	-	-	-	-		
2		目標値							%	
		実績値								
		達成率		-	-	-	-	-		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		<ul style="list-style-type: none"> 保護受給世帯数(月平均) H25:4610世帯、H26:4666世帯、H27:4695世帯、H28:4661世帯、H29:4639世帯、H30:4534世帯、R元:4494世帯 うち、稼働年齢層と考えられる「その他世帯」、「母子世帯」の世帯数及び割合 H25:1431世帯・31%、H26:1380世帯・30%、H27:1269世帯・27%、H28:1185世帯・25%、H29:1114世帯・24%、H30:1022世帯・23%、R元:941世帯・21% 								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度に就労により自立した世帯数は115世帯で、稼働年齢層と考えられる「母子世帯」、「その他世帯」のうち就労により自立した世帯の割合は12.2%となった。
課題分析	① 課題	<ul style="list-style-type: none"> ア. 就職定着率が低い。 イ. 就労支援開始から就労に至るまでに半年以上かかる者の割合が全国と比較して高い。 ウ. 保護世帯数が少ない市町村においては、就労支援に関する運用事例やノウハウの蓄積が得られにくい。
	② 原因	<ul style="list-style-type: none"> ア. 就労開始後も就労を継続するために支援を必要とする者が多い。 イ. 有効求人倍率が低下傾向にあり、就労支援対象者の資格や職歴等に見合う就職先が見つけない。 ウ. 生活保護受給者が抱える生活課題が多岐に渡っている。
	③ 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ア. 就労開始後も継続して支援の必要な方に対する積極的な支援が図られるよう、市町村福祉事務所に対してハローワークや生活困窮者自立相談支援機関との連携を働きかける。 イ. 県内のハローワークと市町村福祉事務所の連携した就労支援が促進されるよう、島根労働局、ハローワーク、県で構成する「島根県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」を通じて、労働部門と福祉部門が情報交換を行うとともに課題を共有する。 ウ. 市町村福祉事務所に対して、県主催研修や生活保護法施行事務監査を通じて、生活保護受給世帯の課題解決のための助言等の支援を行う。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

地域福祉課

事務事業の名称		自立支援事業				
目的	誰(何)を対象として	低所得世帯等	事業費 (千円)	昨年度の実績額	今年度の当初予算額	
	どういう状態を目指すのか	世帯の安定、生活意欲の醸成及び経済的自立が図られるようにする。		189,015	31,227	
			うち一般財源 (千円)	12,147	15,614	
今年度の取組内容	低所得者等に対する資金の貸付と必要な援助指導を行うため、島根県社会福祉協議会に対し、資金貸付制度の運営に係る経費を補助する。					
昨年度に行った評価を踏まえて見直したこと	資金の適切な貸付に繋げていくため、島根県社会福祉協議会に対し、資金貸付制度の運営に係る経費の補助を継続する。					
1	上位の施策	V-2-(5) 生活援護の確保	3	上位の施策		
2	上位の施策		4	上位の施策		

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	生活福祉資金の現年度償還率【当該年度4月～3月】	目標値		73.0	73.0	73.0	73.0	73.0	%	単年度値
		実績値	72.7							
		達成率	—	—	—	—	—	—		
2		目標値							%	
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		<p>○生活福祉資金の資金種類の中では、教育支援資金(教育支援費・就学支度費)が貸付件数・貸付額ともに多い。【H28】98件 73,254千円 【H29】78件 58,027千円 【H30】81件 47,586千円 【R元】97件 91,815千円</p> <p>○令和元年度末現在の償還率は25.7%であり、近年は償還率が減少傾向である。[H29:26.9%、H30:26.6%]</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、R2年3月から緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付が始まったが(R2年9月まで)、この特例により貸付総額や今後の償還率に大きく影響を与えることが思慮される。</p> <p>特例貸付の状況(R2.5月末時点) 1,171件 238,111千円 ※R元年度の生活福祉資金実績 214件 129,248千円</p>								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	○貸付支援により、世帯の生活意欲の醸成が図られた。
課題分析	① 課題	ア. いずれの資金についても償還率は低い。 イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、R2年3月から9月(予定)の期間において実施される緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の貸付件数が激増しており、今後の償還率に大きく影響を与えることが思慮される。
	② 原因	ア・イ. 償還指導を行っているが、複雑な生活課題の解決に至らない等、償還が困難なケースがある。
	③ 方向性	ア. 市町村社会福祉協議会と生活困窮者自立相談支援機関が連携できるよう、島根県社会福祉協議会と情報共有しながら支援を行う。また、対象者が自立に向かうことができるよう、生活困窮者自立支援事業の家計相談支援事業などと連携しながら支援を行っていく。 ア. 生活福祉資金貸付担当職員の研修を実施することにより、資金の適切な貸付・償還に繋げていく。 ア・イ. 償還業務の取組強化に向けて、生活福祉資金貸付審査委員会などを通じて、県社協に対して助言等を行っていく。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

地域福祉課

事務事業の名称		行旅病人等への支援事業			
目的	誰(何)を対象として	行旅病人等	事業費 (千円)	昨年度の実績額	今年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	必要な救護等が受けられるようにする		927	330
			うち一般財源 (千円)	927	330
今年度の取組内容	市町村において行旅病人等の取扱いに要した費用を、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)及び行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件(明治32年勅令第277号)に基づき支弁する。				
昨年度に行った評価を踏まえて見直したこと	市町村への費用の支弁が円滑に行えるよう適切に財源措置を行った。				
1	上位の施策	V-2-(5) 生活援護の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	市町村に対する行旅死亡人取扱い費用を支弁した率【当該年度4月～3月】	目標値		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	%	単年度値
		実績値	100.0							
		達成率	—	—	—	—	—	—		
2		目標値							%	
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		・平成元年度における行旅死亡人に対する取扱い費用について、7人分の申請があり、速やかに支弁した。 ・支弁実績 H27年度(4人)349千円、H28年度(2人)243千円、H29年度(5人)696千円、H30年度(2人)79千円、R元年度(7人)927千円								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	適切に財源措置を行い、行旅死亡人の取扱いを行った市町村に費用を支弁した。
課題分析	① 課題	なし
	② 原因	なし
	③ 方向性	なし

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

地域福祉課

事務事業の名称		生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進費			
目的	誰(何)を対象として	経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者	事業費 (千円)	昨年度の実績額	今年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	生活困窮者の自立の促進を図る。		10,888	5,339
			うち一般財源 (千円)	5,446	3,888
今年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 「生活困窮者自立支援法」に規定する相談支援事業の質の確保・向上、就労支援体制の推進、学習支援等、生活困窮者の早期自立に向けた体制を整備する。 「島根県子どもの生活に関する実態調査」の分析結果を反映させた次期「島根県子どものセーフティネット推進計画」を有識者や関係機関等で構成する策定委員会を設置し策定する。 				
昨年度に行った評価を踏まえて見直したこと	<ul style="list-style-type: none"> 県内の子どもの貧困の現状把握が十分でなく、施策につなげにくい面があったため、実態調査を実施し、課題等を明らかにした。 				
1	上位の施策	V-2-(5) 生活援護の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策	II-1-(2) 妊娠・出産・子育てへの支援	4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	生活困窮世帯の子ども等が無料又は低額で利用できる学習支援事業の実施市町村数【当該年度3月時点】	目標値		17.0	17.0	19.0	19.0	19.0	市町村	累計値
		実績値	17.0							
		達成率	—	—	—	—	—	—		
2		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援制度による令和元年度の支援状況については、新規相談件数1,020件、自立支援プラン作成件数252件、就労・増収者数49人となっている。(←数字については、国の統計システム集計により、今後修正の可能性あり) 子どもの貧困対策については、県計画で設定されている関係機関それぞれの施策等で取り組まれている。 子どもの学習支援事業は17市町村で取り組まれている。(R元年度) 								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> 市町村においては、教育部局等との連携により、子どもの学習支援の取り組みが進んだ。(R元:17市町村) 家計相談事業は生活困窮者の世帯全体の生活の立て直しに有効であるとして実施団体が増えている。(R元:11市町) 支援員の相談業務がスムーズに対応できるよう、H29年度から臨床心理士の協力を得ている。 会議・研修等を通して市町村及び関係者等の間で子どもの貧困に対する共通認識が進んだ。 子どもの生活に関する実態調査を実施し、学習環境や生活実態の把握を行った。
課題分析	① 課題	<ul style="list-style-type: none"> ア. 就労支援に活用できる地域資源(受け皿等)が少ない市町村がある。 イ. 子どもの学習支援事業は、教育委員会等複数の部局で事業を行っているため、連携しながら進めていく必要がある。 ウ. 地域の福祉課題に対応するため、相談機関の支援員の一層の資質向上を図っていく必要がある。
	② 原因	<ul style="list-style-type: none"> ア. 業務的につなぎが基本であるが、地域資源の開拓が不足している。 イ. 支援対象者への施策が複数存在している。 ウ. 相談者が複数の困難な課題を抱えている。 ウ. 相談内容が多様化しており、支援者自身も多くの課題を抱えている。
	③ 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ア・イ. 地域資源の少ない市町村においては、その開拓とともに、他部局とも連携を図りながら、効果的な施策実施を進めていく必要がある。 ウ. 支援員には、相談者が抱える多様化した課題を整理した上で、支援員が解決できる課題のほか、関係機関へのつなぎを進めるための知識・技術が求められる。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

地域福祉課

事務事業の名称		再犯防止推進事業			
目的	誰(何)を対象として	地域生活定着支援事業の支援実績	事業費 (千円)	昨年度の実績額	今年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	各種調整の実施による支援対象者の地域への定着		21,522	20,329
			うち一般財源 (千円)	1,867	15,804
今年度の取組内容	<p>・国からの委託事業(国10/10)による「再犯防止推進モデル事業」の実施(平成30年度～令和2年度)により、刑事司法機関や福祉関係機関と連携して、支援対象者の社会復帰を支援するための体制構築を目指す。</p> <p>・各都道府県に設置されている「地域生活定着支援センター」(当県は島根県社会福祉協議会に設置)が相互に協力して、「地域生活定着支援事業」を実施し、支援対象者(矯正施設出所予定者等)に対する各種調整を行う。</p> <p>・地域の実情を反映した、地方再犯防止推進計画策定のための準備を進める。</p>				
昨年度に行った評価を踏まえて見直したこと	<p>・犯罪をした者等に対し刑事司法機関と福祉関係機関等が連携するための支援調整を継続的に行える人材が少ないため、これに対応出来る人材の育成を行った。</p>				
1	上位の施策	V-2-(5) 生活援護の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	フォローアップ終了件数/フォローアップ終了予定件数【当該年度4月～3月】	目標値		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	%	単年度値
		実績値	75.0							
		達成率	—	—	—	—	—	—		
2		目標値							%	
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		<p>・「再犯防止推進モデル事業」は、平成30年度～令和2年度までを事業期間とする国からの委託事業(国10/10)</p> <p>・「地域生活定着支援事業」は、厚生労働省により平成21年から各都道府県へ設置が進められた「地域生活定着支援センター」で行っており、(当県は島根県社会福祉協議会に設置)各センターが相互に協力して、支援対象要件に該当する出所予定者等に対しコーディネート業務(出所後のための各種調整)等を行っている。令和元年度は、矯正施設入所中の対象者へ出所後に向けた調整を行う「コーディネート業務」が26件(うち帰住者12名(県内5名、県外7名))、コーディネート業務終了後の対象者の状況確認等を行う「フォローアップ業務」が8件、その他必要な助言等を行う「相談支援業務」が4件の実績があった。</p>								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<p>・令和元年度中にフォローアップを行った4件のうち2件は対象者自身の理由により県外への転出、1件は地域に定着したことによりフォローアップ業務が終了しており、実績数値は75%となった。</p>
課題分析	① 課題	<p>・県内における国、地方公共団体、民間の各関係団体等の十分な連携体制が構築されていない。</p>
	② 原因	<p>・犯罪をした者等に対し刑事司法機関と福祉関係機関等が連携するための支援調整を継続的に行える人材が少ない。</p>
	③ 方向性	<p>・令和元年度は支援者間のネットワークを構築して対象者への支援調整を行うコーディネーターを養成する研修を行った。令和2年度には島根県再犯防止推進計画を策定に着手し、養成したコーディネーターを支援する取り組みを実施していく。</p>

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

高齢者福祉課

事務事業の名称		旧軍人及び未帰還者等援護事業			
目的	誰(何)を対象として	恩給等申請者、戦没者遺族、戦傷病者、中国残留邦人等帰国者及び引揚者	事業費 (千円)	昨年度の実績額	今年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	福祉の増進、中国残留邦人等については併せて自立の促進		18,470	30,267
今年度の取組内容	国家補償的観点から事業を実施しており、島根県遺族連合会助成事業を除き、ほとんどが国からの法定受託事務 ・恩給等調査推進事業:旧軍人軍属について軍歴等の調査確認等 ・戦没者遺族援護事業:戦没者等の遺族に対する当別弔慰金支給法に係る請求の裁定及び戦没者の慰霊等 ・戦傷病者援護事業:戦傷病者特別援護法に係る戦傷病者に対し療養の給付等 ・中国帰国者帰国後自立促進事業:帰国後の定着のため、医療・介護支援給付や相談支援等 ・島根県遺族連合会助成事業:遺族連合会が実施する戦没者慰霊事業の経費について助成等				
昨年度に行った評価を踏まえて見直したこと	・第11回特別弔慰金について、請求書類を電算化し、請求者や行政の負担軽減、事務処理効率化を行った。さらに制度や審査の要点等をまとめた事務処理マニュアル及びその解説DVDを作成し、県・市町村担当職員の理解促進を図った。 ・島根県遺族連合会に対し、孫・ひ孫の会の設立を進めるため、補助金メニューにその活動費を盛り込んだ。				
1	上位の施策	V-2-(5) 生活援護の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	特別弔慰金、特別給付金の裁定率(他県進達処理を含む)【当該年度4月～3月】	目標値		40.0	85.0	90.0	95.0	100.0	%	累計値
		実績値	100.0							
		達成率	—	—	—	—	—	—		
2		目標値							%	
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		・第10回特別弔慰金裁定等処理状況(R元年度迄累計)受付件数14,903件、裁定等処理件数14,903件 ・第11回特別弔慰金裁定等処理状況(R2.5末)受付件数2,356件、裁定決裁件数1,224件、参考裁定率52.0% 第10回(H27.5末)受付件数99件、裁定決裁件数15件、参考裁定率16.2% ・中国帰国者等生活支援給付等のべ受給者数(H30年度)223名(うち介護支援給付32名)(R1年度)271名(うち介護支援給付58名) ・島根県遺族連合会の会員数(H31年1月)4,260人(別に孫・ひ孫108人)(R2年1月)3,953人(別に孫・ひ孫109人)								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・第11回特別弔慰金が令和2年4月1日から請求開始され、前回同時期に比べると請求件数が増加している。また参考値ではあるが裁定率も大きく上回っている ・県内の一部地域では戦没者の慰霊や戦争体験継承にかかる次世代遺族の担い手(孫・ひ孫)の確保の機運が高まりつつある
課題分析	① 課題	・全体的には戦没者の慰霊や戦争体験の孫ひ孫への継承が進んでいない
	② 原因	・戦後75周年を迎え、戦没者の子、兄弟世代の遺族の高齢化が進んでいることや孫・ひ孫世代は遺族としての意識が希薄であること
	③ 方向性	・慰霊活動が次世代の担い手となる孫・ひ孫世代に受け継がれるよう、全国戦没者追悼式等への参加や孫・ひ孫の会の設立・活動への支援をより一層すすめる

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

障がい福祉課

事務事業の名称		心と体の相談センター運営費			
目的	誰(何)を対象として	障がい者及び市町村等関係機関	事業費 (千円)	昨年度の実績額	今年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	障がい者の自立と社会経済活動への参加促進や市町村等関係機関が行う支援の充実を図る。		25,443	32,402
今年度の取組内容	○障がい者福祉各法に基づき設置されていた各相談機関を統合した「心と体の相談センター」において、障がい者及び精神保健福祉に関する相談・支援、市町村等への技術的援助等を統合的に対応する。 ○ひきこもり支援及び自死対策について、センター機関として対応する。 ○身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳を法令等に基づき、適切に交付する。				
昨年度に行った評価を踏まえて見直したこと	専門相談の円滑な遂行。				
1	上位の施策	V-2-(3) 障がい者の自立支援	3	上位の施策	
2	上位の施策	V-2-(5) 生活援護の確保	4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	心と体の相談センター相談件数【当該年度4月～3月】	目標値		4,700.0	4,700.0	4,700.0	4,700.0	4,700.0	件	単年度値
		実績値	4,702.0							
		達成率	—	—	—	—	—	—		
2		目標値								%
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		○相談件数の内訳 H30 R1 ①身体障害者更生相談所業務 1,402件 → 1,352件 ②知的障害者更生相談所業務 391件 → 414件 ③精神保健福祉センター業務 2,126件 → 2,936件 (③のうち、ひきこもり 494件 → 597件)注)グループ活動及び集団プログラムの利用件数を除く。 (③のうち、キャンセル依存 200件 → 222件)注)グループ活動及び集団プログラムの利用件数を除く。								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	○ひきこもり支援については、相談、関係者研修、家族会の支援に取り組んだ結果、家族のみの相談から本人の来所に至るなどの改善事例が増えた。 適応行動チェックリストにより、個々の取組の実施方法・内容を細かく見直し、取組内容の改善を図った。 ○キャンセル依存に対する集団プログラム(SAT-G)を実施するとともに、支援ツールとして全国標準とすることができた。 新たに開発した簡略版(SAT-Gライト)も、相談支援機関での活用に及んでいる。 ○身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳を法令等に基づき、適切に交付した。
課題分析	① 課題	ア) 来所相談や継続相談は、専門的な対応ができるひきこもり支援センターに集中しており、東西で格差がある。 イ) 電話相談の件数も増え、緊急かつ慎重な対応を要する場合もあり、関係機関と連携した取り組みが求められる。 ウ) 精神保健福祉手帳の交付を担う、精神保健福祉管理システムが、令和3年4月から利用できない。 エ) 療育手帳の申請書受理から発行までの事務に改善すべき点がある。
	② 原因	ア) ひきこもりについて継続相談できる体制(特に県西部)が不足している。 イ) 子ども・若者総合相談センターや地域若者サポートステーションの対象外である高齢層の対応先がない。 ウ) 上記システムの契約期間が、令和3年3月末に満了する。 エ) 現行システムは、受付簿システムと手帳発行システムに分かれ、各種帳票作成に時間を要している。
	③ 方向性	ア) 継続的な対応が必要となる個別ケースに有効な体制(市町村等関係機関の連携)を構築する。 身近なひきこもり支援の相談窓口の周知に努め、居場所確保のあり方を検討する。 イ) 市町村等に対して、支援拠点構築や居場所確保のため、国の補助事業の活用を促す。 ウ) 契約期間を1年延長し対応するとともに、より安全かつ効率的なシステムとして、令和4年4月から新システムを稼働する。 エ) H28年度の構築から5年を経過することから、現在の2つのシステムを一体のシステムとして更新し、事務の効率化を図る。